

平成29年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成28年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、平成29年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

(要望内容)

昨年6月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、品質重視の入札・契約制度への改革の重要な契機となっており、東京都においても確実に入札・契約制度の改革が進んでおりますが、その方向性を更に確かなものとするために、以下のとおり要望します。

ア 昨年の国土交通省からの回答によれば、国立大学法人は国立大学法人法施行令第23条により品確法の対象となるとのことですので、改めて各国立大学法人に品確法及びガイドラインの対象である旨を通知し、御指導いただきたい。

【厚生労働省 回答】

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について、国立大学法人も含めて、(公社)全国ビルメンテナンス協会等と連携し積極的に周知等を行い、ガイドラインに基づく取組の促進を図ってまいりたいと考えています。

(中川議員のコメント)

各国立大学法人に品確法及びガイドラインの趣旨が徹底されるよう党としても努力してまいりたいと考えています。

(要望内容)

イ 国機関、地方公共団体、特殊法人等に対し、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう指導いただきたい。また、本年4月、厚生労働省から都道府県・政令市・特別区に対し、建築物衛生行政の適正な運営に関する課長通知が発せられたが、今後も定期的にこうした通知を発し、指導を徹底していただきたい。

【厚生労働省 回答】

ガイドラインについては、(公社)全国ビルメンテナンス協会、各都道府県のビルメンテナンス協会等と連携し、発注担当者が集まるセミナーの場や都道府県協会等が主催の会員、自治体担当職員向けの勉強会等の場で説明するなど周知を行ってきたところです。

今後も引き続きセミナー等の活用、通知の発出、事例の収集と発信等を通して、ガイドラインに基づく取組みの促進を図ってまいりたいと考えています。

(中川議員のコメント)

品確法が改正され、ガイドラインも発出されているにもかかわらず、国、地方公共団体等の発注事務を担当する者の意識が未だ十分に変わっていないという声はよく聞きます。党としても法改正、ガイドラインの趣旨が徹底されるよう引き続き関係省庁や地方公共団体等に要請し、しっかりとフォローしてまいりたいと考えます。

(要望内容)

ウ 国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況についての調査を行っておりますが、ビルメンテナンス業においても同様の調査を実施していただきたい。

【厚生労働省 回答】

厚生労働省では、各省庁、各都道府県の発注担当者にガイドラインを改めて認識いただくことを目的として、各省庁、各都道府県の本庁舎における現在契約中（実施中）の清掃業務を対象に、発注関係事務の取組状況についてのアンケート調査を昨年12月から今年1月にかけて実施したところです。

今後も、ガイドラインの周知徹底に向けた対策の一つとして、同様の取組を行ってまいりたいと考えています。

(要望内容)

エ 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れていただきたい。

【厚生労働省 回答】

今までもセミナー等の場においてガイドラインを説明する際には、上記の各制度についても併せて説明しており、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目にインスペクター制度やエコチューニング認定制度を取り入れるよう働きかけてきたところですが、引き続き、努力してまいりたい。

なお、厚生労働省では、このような制度が、ガイドラインで対象とする公共建築物のみならず民間建築物でも広まるよう、地域の建築物衛生行政の窓口となる各都道府県等の生活衛生担当部署に対し、通知、研修会により周知を図っているところです。

【環境省 回答】

今年度全国ビルメンテナンス協会に「エコチューニングビジネスモデル確立検討事業」を委託しており、この中で、発注時の質疑応答集等、官公庁においてエコチューニングの導入を進めるに当たり必要となる資料等をまとめたいと考えております。

また、来年度以降は環境省からの委託事業は終了し、本制度は環境省が選定した「エコチューニング推進センター」により普及に向けた取り組みを進めていくこととなりますが、今年度の事業の中でまとめた成果をエコチューニング推進センターによる官公庁への働きかけに活用していければと考えております。

(要望内容)

オ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 23 年)において、入札及び契約の内容の透明性を確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、一部の国の機関では公表を行っていません。原則どおり指名停止業者名を公表していただくようお願いいたします。

【国土交通省 回答】

各省各庁の長は、入札契約適正化法に基づき、公共工事の入札及び契約に関する透明性の確保等を図るため、指名停止を受けた者の名称など適正化指針(※1)に定める一定の事項(※2)を公表するよう努めなければならないとされています。

(※1)「公共工事の入札及び契約適正化を図るための措置に関する指針」(平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により最終変更)

(※2) 第 2 入札及び契約適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保に関する事項

(1)入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図る(中略)上で不可欠であることから、(中略)次に掲げるものに該当するものがある場合においては、それについて公表することとする。

(略)

チ 指名停止(一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。)を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

当該事項に関する各省各庁の長の措置状況については、財務省及び国土交通省において、毎年度調査を実施し、その結果を公表する(※3)とともに、指名停止措置の適切な運用などについて要請しているところです。

(※3)指名停止を受けた者の名称等については、国の 19 機関のうち 17 機関が公表済み、2 機関が非公表(平成 28 年 3 月 31 日時点)

今後とも、これらの取組を通じて、指名停止業者も公表も含めた公共工事の入札及び契約の適正化に取り組んでまいります。

(中川議員のコメント)

指名停止業者名を非公表としている 2 機関は「行政処分でないので非公表とした」と特段の理由があるわけではないとのことなので、国土交通省よりさらなる要請をするよう依頼しました。

(2) 市場化テスト（官民または民間競争入札）について

(要望内容)

公共サービスの改革に関する法律が施行され9年が経過し、市場化テストも終了プロセス又は新プロセスへ移行する案件が増えてきていますが、一部の施設において、依然として課題が残っておりますので、以下のとおり要望します。

ア 市場化テスト対象案件であるにもかかわらず、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象として価格のみの一般競争入札を実施している事例があります。例えば、国土交通省の国土技術政策総合研究所の施設管理（保全業務・警備業務）については、平成28年度から総合評価方式が取り入れられましたが、国土地理院については見直しが行われておりません。清掃・警備・設備管理等のような業務でも業者による品質の差は大きく、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待できる業務」（ガイドライン）に該当すると考えられますので、市場化テスト対象案件については総合評価落札方式の入札を実施していただきたい。

【厚生労働省 回答】

ガイドラインにおいては、業務の発注に当たり、建築物の状況に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう求めているところ、引き続き、ガイドラインを踏まえた取組の促進を図ってまいります。

なお、発注者が総合評価落札方式をより導入しやすくなるよう、(公社)全国ビルメンテナンス協会と連携し、事例収集を行い、セミナー等の場で情報発信をしていきたいと考えています。

【総務省 回答】

市場化テストの対象事業の落札者決定方式については、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するとの基本理念の下、総合評価落札方式での入札を原則としている一方で、官民競争入札等監理委員会では、市場化テストの対象事業であったとしても、公共サービスの質の維持向上に関わる事業実施のための技術がある程度定型化している事業については、一定の入札参加資格を満たした者の中から最低の価格で入札した者を落札者とする方式を認めているところです。

落札者の決定にあたっては、個々の業務の内容や性質に応じて、実施府省が適切に入札方式を決定すべきものですが、事業実施のための技術内容の現状等に鑑みてこれらが適切なものとなっているかについては、官民競争入札等監理委員会において、実施要項案の審議を通じて確認を行っているところです。

(中川議員のコメント)

国土地理院の入札方式について、国土交通省に問合せしたところ次のような回答がありました。

「国土地理院は、特殊な実験施設等を有しておらず一般的な施設であり、清掃・警備・設備管理については、ある程度定型化しているという観点から、現在、一定の入札参加資格を満たした者の中から、価格のみの一般競争入札により落札者を決定しているところです。国土地理院においては、引き続き、国土地理院の施設の特性や他機関等の状況等を踏まえつつ、適正な入札の実施に努めて参りたいと考えております。」

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、本年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなります。

人手不足と人件費高騰が続く中で、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃します。また、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものもあります。

以上から、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

【厚生労働省 回答】

近年、被用者でありながら社会保険（被用者保険）の恩恵を受けられない短時間労働者が増加していますが、このような方にも、被用者にふさわしい社会保障を実現するため、社会保険の適用拡大を進め、給付が手厚くなる厚生年金・健康保険を適用していくことは、社会保険制度によるセーフティネットを強化する観点から重要と考えます。

また、社会保険の適用拡大を進めることで、働きたい人が働きやすい環境を整えることにより、多様な働き方を支え、特に女性の就労意欲を促進する効果もあると考えています。

適用拡大が円滑に進むよう、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことにより、人材確保を図る意欲的な企業に対して、キャリアアップ助成金を拡充し、積極的な支援を行っていくこととしており、是非、企業にはご活用いただきたいと考えています。

(2) 配偶者控除の廃止について

(要望内容)

政府において、平成29年1月に配偶者控除の廃止が検討されていますが、短時間労働者の多いビルメンテナンス企業にとって、人手不足と人件費の高騰に拍車がかかる状況となりますので、配偶者控除の廃止に反対いたします。

【財務省 回答】

平成29年度税制改正において、就業調整を意識せずに働くことができる仕組を構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げる等の見直しを行うこととしており、配偶者控除を廃止することとはしていません。

(3) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

東京地方最低賃金審議会は、平成 28 年 8 月 5 日に今年度の東京都最低賃金を 25 円引き上げ、932 円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年 10 月から 11 月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。

この点に関し、平成 25 年 10 月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

ガイドラインにおいて「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関、地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

【厚生労働省 回答】

ガイドラインにおいては、最低賃金の引上げへの対応として、市場における実態等を的確に反映した積算により予定価格を設定することを求めているほか、入札に参加しようとする者に対する最低賃金制度の周知、最低賃金の改定等を注視し、必要があると認める場合には、代金額の変更を検討することを求めています。

また、平成 28 年度の最低賃金額の改定に当たっては、各省庁、各都道府県に対し通知「『ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン』に係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応について」を発出し、発注者において、ガイドラインを踏まえた適切な対応を依頼しています。

引き続き、ガイドラインを踏まえた取組の促進を図ってまいります。

(4) 障害者雇用への支援策について

(要望内容)

平成 26 年 4 月から障害者雇用率が 2.0 に引き上げられ、対象企業は従業員 56 人以上から 50 人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、ビルメンテナンス会社の障害者雇用が進まない一因として、ビルオーナーの理解が不足している現状がありますが、障害者を活用して当該ビルの清掃を行うビルメンテナンス業者に委託するビルオーナーに対し、国が特別に認証あるいは表彰する制度の創設を検討いただきたい。

【厚生労働省 回答】

1 障害者の活躍のためには、就職支援だけでなく、就職後の雇用環境の整備を行うことも重要だと考えています。

このため、国としては、

- ・障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能強化や、

- ・雇用する障害者の職場定着に資するよう、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の措置を講じた事業主に対する助成金の創設

などを平成 29 年度予算に盛り込んでおり、これらの施策の早期実現に努めることで、障害者が安心して働き続けられる環境を整備してまいります。

<参考>

- ・障害者就業・生活支援センター

平成 28 年度 1,167 人 → 平成 29 年度 1,250 人

- ・障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援コース）

平成 29 年度予定額： 1,293 百万円

2 障害者の雇用を推進する観点からは、障害者を多数雇用している、障害の程度が重度で職業上の困難さが著しい方を雇用する、障害者の雇用環境整備のために先進的な支援機器を導入するなど障害者雇用についての好事例となる取組を行っている企業に着目して、このような企業を表彰していくことが重要と考えています。

障害者の自立した生活を実現するためには、障害者の雇用を促進することが何よりも不可欠ですが、併せて、雇用主を含め社会全体で障害者が活躍しやすい環境を整えることも大切な視点です。昨年施行された障害者差別解消法にある、差別禁止や合理的配慮の考え方の普及に努めることなどにより、バリアフリー社会を形成していきます。

(5) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

(要望内容)

平成 24 年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて 3 年間が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。

【警察庁 回答】

プール監視業務については、これがプールの所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置をとること（雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等）を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等を行うものとして、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、警備業務に当たると解されることから、これまで、都道府県警察に対し、自治体等に理解を求めるための要請や、質疑等への適切な対応について指示してきたところです。

引き続き、プール監視業務の実施の適正を図るため、自治体等の発注者側においてプール監視業務を有償で委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者に委託するよう周知されているか、また、プール監視業務の委託を受けた警備業者においてプール監視業務に従事する警備員への教育が適切に行われ、契約上求められている監視業務が確保されているか確認するよう、都道府県警察に対し、改めて指示いたしました。